

## 当座勘定の過振許容範囲の変更について

2021年1月18日以降、当座勘定の過振(※)許容範囲が変更となります。

この変更に伴い、各種公共料金・税金等が残高不足により引落しできなかった場合、弊社よりお客さま宛のご連絡もいたしかねますのでご了承のほどお願い申し上げます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

～2021年1月15日(金)まで	2021年1月18日(月)以降
・交換払(手形・小切手等の決済) ・外部自振(各種公共料金・税金等の引落とし等)	<u>・交換払(手形・小切手等の決済)のみ</u>

※「当座勘定の過振」とは・・・

当座勘定の残高以上に手形・小切手を振り出すこと。(その結果として、当座勘定残高が一時的にマイナスの状態になること。)

ご不明な点など詳細につきましては、お取引店までお問合せください。